

## 第240回大阪市外郭団体評価委員会

令和7年10月9日

### 目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(3) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について	2

### 開会

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第240回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、小林委員長にお願いいたします。

小林委員長、よろしくお願ひいたします。

【小林委員長】 本日は、委員全員にご出席いただいており、大阪市外郭団体評価委員会規則第6条2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題（3）の大阪市外郭団体等への関与及び監理事項に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告については公開で、（1）の大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程の一部改正について、（2）の大阪市外郭団体等への関与及び監理事項に関する条例施行要綱の一部改正について、（4）の監理対象団体の役員公募に係る当該役員の職務内容及び募集要件については法人情報及び審議検討情報ですので、非公開で行います。

なお、本来であれば議題（1）から始めるところですが、審議の都合上、議題（3）の大阪市外郭団体への関与及び監理事項に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告についてから始めさせていただきます。

(3) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について

【小林委員長】 それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

総務局長が所管所属長から報告を受けた事項について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づき、その内容を報告させていただきます。

内容につきましては、法人担当課長代理の藤井からご説明いたします。

【藤井法人担当課長代理】 よろしくお願いします。

資料番号10のファイルをご覧ください。

本市の監理対象出資法人である関西高速鉄道株式会社に対する関与の内容の変更について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づき、影響力の強化に当たらない事項として総務局長に報告があったものです。

まずは、当該団体の概要についてご説明いたします。

関西高速鉄道株式会社は、JR東西線の整備主体として、本市、大阪府、兵庫県、尼崎市の4自治体と西日本旅客鉄道株式会社をはじめとする民間企業の出資により、1988年に設立されました。現在は、大阪駅うめきたエリアとJR難波駅及び南海本線の新今宮駅をつなぐ新たな鉄道路線であるなにわ筋線の整備主体として、本市、大阪府、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社の出資等により、2031年春完成予定として事業を進めているところです。

完成後は、西日本旅客鉄道株式会社及び南海電気鉄道株式会社が運営し、当該団体が第三種鉄道事業者として保有する形となります。

当該団体と本市の関係につきましては、設立時から出資を行っており、現在本市が保有する株式に係る議決権割合は25%以上50%未満の枠内である28.8%（増資前は29.3%）となっております。かつ、なにわ筋線整備事業補助金という財政的支援を行っており、また計画調整局副理事が派遣により取締役に就任していることから、要綱第2条第6項第1号に定める本市の監理対象出資法人となっております。

しかしながら、出資比率は24.2%（増資前は24.1%）で、資本金の4分の1に満たないことから、普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等には該当しません。したがいまして、お手元にございます「法人の経営状況を説明する書類」には掲載されておりま

せんので、ご承知おきください。

今回の報告内容ですが、関西高速鉄道株式会社に対し、なにわ筋線の整備促進に必要な事業資金として、本年8月29日付で25億1,650万円の増資を行ったものです。

これにより、本市からの出資総額は253億1,375万円となりましたが、今回同時に他者からも増資があつたため、結果的に議決権比率は0.5%減少しております。

本件出資については、本市、大阪府、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社の4者で締結している株主間協定に基づくもので、予算市会での議決を経て実施されていること、大阪府からも同時期に同額の出資が行われていることを踏まえ、本件団体に対する関与の目的に応じた必要最小限のものとして条例第3条の規定の趣旨にのつとつたものと認められるため、意見なしとしたものです。

ご説明は以上です。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問があればお願ひいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、特に意見ございません。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【小林委員長】 それでは、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告に対する質疑応答については以上で終了いたします。

では、次の案件に移ります前に、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方はご退室願います。